

## 第四節 農業と在方産業の展開

### 1 市域農業の様相

北部諸村の 近世中期、市域の農業にはその立地条件の差異などから栽培作物にもかなりの地域差がうかがえる。そうした点から考えれば、米作農業を主とする北部諸村、綿・菜種をはじめ各種の

商品作物の目立つ六甲南麓の村々、西部の米麦作に重点をおく明石郡の河川流域諸村と、綿・タバコなどを含む畑作物中心の印南野台地上の新田村々などに大別される。

市域の北部農村は、六甲・丹生を主とする山間部とその北部に広がる河川流域に立地し、全般的に米を中心とする主穀農業型で、その他の商品作物は概して少なかったが、村によっては野菜や菜種が栽培される場合もあった。

この地域のうち例えば西小部村寛保三年（一七四三）の明細帳では、田三〇町二反七畝余、畑一三町五畝余、田のうち二毛作の可能な部分には、裏作として麦が栽培されたとみられるが、その割合は上々田の全部と上田の一部合計七町三反五畝余で二四％にしかすぎない。畑は「片作」とあって、野菜を主とし、「山中畑に

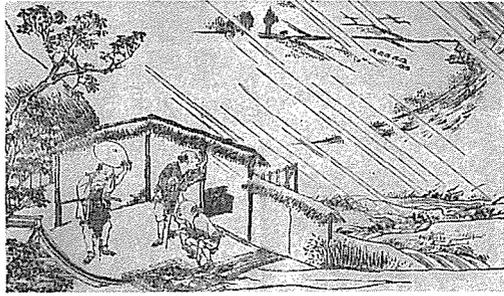


写真 81 原野村栗花落の井付近(『撰津名所図会』)

て御座候故猪鹿猿喰い荒らし、大麦小麦大豆別して綿一切蒔入れ申さず候」と説明している。稲作中心であることがわかる。

この二毛作可能な田の割合は、延享元年(一七四四)の上津上村(有馬郡)の場合でみると、田地二二町六反余のうち五町二反余で約二三%しかなく、中村(八部郡山田)でも三三%程度で、田位のうえからも上々田・上田に限られ、それだけ田地裏作としての麦類ほかの比重の低さを示している。畑作物は野菜類をはじめ、村によってはソバなども作られた。

主要作物の稲は、前記西小部村では、「白川」など早稲が六〇%、「順礼」など中稲が三〇%、「をたか」など晩稲が一〇%とあり、同地域の中村でも、山方のため晩稲はあまり作らないとしている。もっともこの地域は小河川の流域で、田の立地条件にもかなりの差があり、逆に早稲を避ける所もあった。いずれにしても主作は米で、酒米にも用いられた。

また気候のうえからも、山間部の村では畑が片作であったり、「当村ひえ申す村にて御座候に付き、地はばより稲叡多く御座候」として稲の播種量が多い村もあった。例えば寛保三年の西小部村では反当たりにして一斗一斗二升、また寛保元年の中村にいたっては、一斗三升一斗五升という多さであったが、延享元年上津上村のように平均一反に叡種六七升という村もあった。

もちろん近世の代表的な商品作物とされる綿も皆無というのではなく、延享元年の上津上村や安永期の坂

本村などの記録のように、木綿作が行われていたことは明瞭であるが、その坂本村の木綿作が、田地全体の二%にも満たない規模であったことなどからすると、これらはむしろ自給用の域を脱していないと推定される。

こうしてみると、市域北部の村々では、近世中期においてもいまだ各種の商品作物が広く展開する形にならず、商品として販売し得るものは、米が主流であったと思われる。

六甲南麓村々

六甲南麓村々は、温暖な沖積地に立地し、近世中期以後酒造業・絞油業などの諸産業も発の綿・菜種作 展し、市域では主穀以外の商品作物を栽培する代表的な商業的農業地域であったといえる。

まずこの地域村々の作物からみてみよう。

例えば正徳元年（一七一二）河原村では田方に稲・大麦・小麦・麦安、畑方には菜・大根・綿がそれぞれ作付けされ、延享四年の稗田村では田方で稲・綿少々、畑方では藍・ササゲ・ナス・大根・タバコ・綿が生産されている。また明和六年（一七六九）横屋村では稲・菜種・麦・大豆・綿が、同年の御影村では稲・菜種・大豆・麦安・小麦が栽培されている。天明六年（一七八六）北野村でも米・麦のほかに木綿・菜種・アワ・キビ・菜・大根が作付けされていることから、その地域的特徴をうかがうことができるであろう。

このように主穀以外に、野菜をはじめ、繊維原料の綿（実は油の原料）、灯油原料である菜種、染料の原料としての藍、さらにタバコなども作られており、多種類の作物栽培が展開されていた。これらのうち田では米のほか麦・菜種を主として作付けし、田方綿作はほとんどみられず、綿作の主流は畑作にあった。しかも畑では綿だけでなく、菜・大根などの野菜類から大豆・タバコ・藍などまで各種の作物が栽培された。

表 69 菟原郡郡家村の畑作物

作付地の小字	寛保 3 年(1743)	延享 5 年(1748)	寛延 2 年(1749)	宝暦 3 年(1753)	宝暦 5 年(1755)
家の後	イモ, チンヤ, ゴボウ	チンヤ, 三月大根, イモ	三月大根, チンヤ, イモ	アワ	角大豆
家の西	綿	夏大豆	トウキビ	角大豆, タバコ	チンヤ, ゴボウ, アワ
西かいち北	エンドウ, 角大豆	アワ, トウキビ	夏大豆		
西かいち中	ゴマ	夏大豆	アワ		
西かいち南	ゴマ	ナス, 角大豆	夏大豆, 大豆		
藤久保	夏大豆	夏大豆	小豆	小豆	角大豆, トウキビ
たか屋敷	夏大豆	角大豆	タバコ	夏大豆	夏大豆
河のき□町	ゴマ, 角大豆		角大豆	小豆	
かうの本	タバコ	夏大豆	ゴマ	夏大豆	ゴマ
十四町	綿	綿	綿		
尻谷	綿	綿	綿		
寺の前	夏大豆	綿	綿	綿	綿
荒野新開	綿	綿	綿	綿	綿
寺の前田の南	タバコ				
砂畑		タバコ		ゴマ	綿
同上町		ゴマ		小豆	タバコ
尻谷下町		ナス, 小豆	イモ		
寺の前町直し		小豆	小豆	夏大豆	小豆
□宮二町				夏大豆	夏大豆

資料：神戸市立博物館所蔵文書

この状況を郡家村の畑作物によって少し詳しくみてみよう。表 69 は春期同村の畑に作付けされた夏作物の一覧表である。小字名荒野新開・寺の前・尻谷・十四町などの畑地では木綿が連年作付けされているのに対し、字家の後・家の西・西かいち北などのように連年異なった作物を作っている畑もある。なかでも木綿・大豆・小豆などと同じ作物が複数の字地で栽培されており、村としての代表的な作物であるとともに換金性の強い商品作物であることをうかがわせている。そして、こうした商品作物の販売によって、農民は干

鱒・干粕などの肥料を確保していたという。

とくに油原料である菜種は、村によって生産量にかなりの差があるが、その売却には「諸商人村々へ立ち入り菜種庭買にて値段高下を争い買ひ呉れ」といった状況の場合もあり、六甲南麓に発達した水車利用の絞り油業を背景に、この地域の代表的な作物の一つとなっていた。

こうした活発な商品流通を基盤にして、多様な商品作物の栽培と、それを支える干鱒など購入肥料の多投という形で、商業的農業が進展していた。

また、兵庫に近い奥平野村ではすでに元禄期に米のほか綿・タバコ・大根といった商品性の高い換金作物の生産が行われていたが、明和八年には、上記の農作物に加えて、小麦・大豆・ソバ・菜種・ウリ・ナス・芋なども作られている。特に野菜の作付けが多くなったのが目立つ。これは都市向けの野菜栽培とみられる。同じ傾向が荒田村にもあり、天明二年の記録では米・麦類のほかに綿・大豆・ソバ・菜種・ウリ・ナス・サゲが作付けされている。

#### 西部諸村の米

明石郡の福田川・伊川・櫛谷川・明石川の流域村々では、河川背後の山谷に造成した溜池とタバコ作 と河川の用水で、流域平地を灌漑し、いずれの村も水田の比率が高い。奥畑村では宝永元

年（一七〇四）、耕地のうち田は八七・七%、中村では宝暦十年（一七六〇）同八四・四%を占めている。もちろん温暖で米を主作とするが、中村では米のほか小麦・麦安・大豆・綿などが記録にみえ、裏作での麦栽培の普及が想定される。米は灘目酒造業の勃興以後、酒米としての需要が高く、時期は下るが天保八年（一八三七）御影村酒造買入米一万一二三〇石余のうち、明石産米が五三・九%を占めているほどである。米は最



写真 82 野中清水付近  
 (『播磨名所巡覧図会』)

この名物也」とあり、タバコが特産品としてあげられる。明石藩の奨励によって始められたと伝承されており、後に「赤坂葉」と地名を冠して呼ばれた。この地域の商品作物としては、綿・タバコ・大豆などがあげられよう。

## 2 栽培技術の進歩

**新農具の普及** 地域の近世農村では、単婚家族を核とするいわゆる小農経営が基本となっていたが、この時期、その生産を支える栽培技術の上で大きな変化がみられた。第一は新農具の普及であり、第二は効率の良い購入肥料への比重が増大したことであり、第三は作物の種類とくに稲の品種や商品作物への関心が高まったことである。

も代表的な商品作物でもあった。

一方、明石郡西部の台地上の新田村々は、地形上水利に恵まれず、溜池灌漑によっているが、全体に畑作を主としている。享保十九年(一七三四)野中下村では、耕地二八町六反七畝余のうち畑が八七・八%を占め、田はわずかであった。畑では、麦類のほか大豆・綿・ソバなどが作付けされている。

同じ新田村の赤坂村では、享保期の「明石記」に「当村タバ

第四節 農業と在方産業の展開

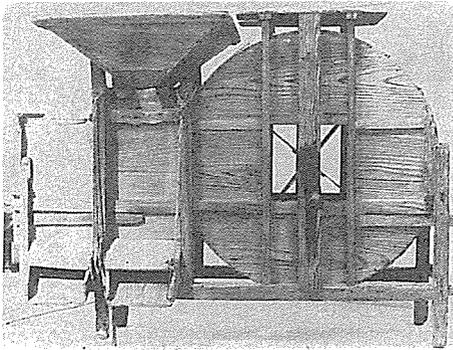


写真 83 唐 箕

表 70 分家三左衛門の譲受け道具

道 具	数量	道 具	数量
鍬	2	た ら い大小	2
唐 鍬	1	手たら い	1
鍬	1	手 お け	1
からすき	1	水 お け大小	4
へつきうす	1	食 ひ つ大小	5
にない	1	ひ お け	1
たよぎ	2	荷 椀	20人前
なごぎ	1	皿	20人前
のこぎり	1	坪 平	20人前
牛おけ	1	□ 敷	25人前
ゆりわおけ	1	うすべり	8
		大 坪	1
		しょうゆ樽大小	2

(注) このほか数量の記入されていない道具に、とうす、とうみ、荷くら、小くら、坪釜、平口、五升鍋、三升鍋、老升鍋、くわんす等がある。

資料：「藤田家文書」

元禄から享保にかけての時期は、井原西鶴の『日本永代蔵』に描かれた、新しい農具を發明使用して大分限者になったという物語に示されているように、畿内の農村では、唐箕・千石とおし・千歯こきなどの新しい農具が使われるようになっていた。特に千歯こきは、従来のこき箸によって行われていた脱穀能率を、一挙に一〇倍に高めたといわれている。これらは以後近世を通じて使用され、まさにこの時期は新農具出現、農業技術発達の画期的な時期であった。

元禄十年（一六九七）に刊行された『農業全書』によると、従来牛耕に使用されていた短床の犁が、長床の犁に代わったことを載せ、また享保ころには刃の先が二本・三本・四本などに分かれた備中鍬が、畿内農村一般に急速に普及していった。こうした耕耘用具の普及は、これまで

以上に深く耕すことを可能とし、生産力を引き上げる要因ともなった。特に備中鍬が小家族の自家労働力を基本とする小農経営に普及したことは、例えば荒起こしなどの作業を促し、経営の自立を広く可能にするこ  
とにつながったとされている。

ここで地域の農家が所有していた農具の例をみてみよう。例えば白川村の長左衛門が、享保十四年（二七二九）八月分家三左衛門に分け与えた道具の控によると、表70のように鍬二丁、唐鍬一丁、つきうす一つ、とううす、とうみ（唐箕）、からすき一丁、へら一丁、たご二荷などの農具と牛一匹が記載されている。当時牛を所有する農家は、全体の五〇〜七五％程度であったから、これらは近世中期に一個の自立した農業経営を行うために必要な基本的農具であったとみることができるといえる。

#### 干鰯・しめ

従来肥料としては厩肥・堆肥・刈り敷きなどが使用されていたが、自家の厩・堆肥には限度があり、生産力を維持し、商品作物を栽培するには、購入肥料が必要であった。近世では購

入肥料の最も代表的な例は干鰯であり、後には鰯粕も加わり、酒・油のしめ粕なども使用された。市域諸村では、兵庫津が人口約二万の都市であったため、その下肥は早くから周辺農村で使用されていてこれを除くと、干鰯などが一般に使用されるのは近世中期からとみられる。

#### 野菜など多角的農業が進展していた兵庫・神戸周辺の村、

例えば正徳二年（一七二二）の東尻池村では兵庫からの下肥や

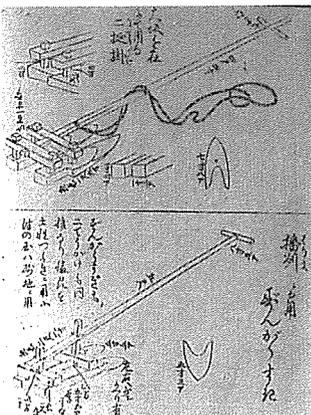


写真 84 からすき  
（『農具便利論』）

干鰯が使用され、これは寛政期の記録でも同様である。また明和五年（一七六八）の西代・大手・東須磨・駒ケ林の諸村や天明二年（一七八二）の荒田村でも同様で、下肥・干鰯が施用されている。

一方菜種・綿ほか商業的農業が活発であった六甲南麓諸村、例えば宝永八年（一七一二）の河原村では干鰯・干粕が使われ、延享四年（一七四七）の稗田村では干鰯・油粕・酒粕が、さらに明和六年の御影村では干粕・干鰯・油粕がそれぞれ使用されている。また同年の横屋村では田方に干鰯・干粕・油粕・醬油粕が使用され、畑方ではもっぱら干鰯・油粕が施されている。この地域は酒造業・水車絞油業の勃興してきた所で、その副産物である酒粕・油粕が併用されているのが特徴的である。

また米作を主とする北部諸村、例えば寛保三年（一七四三）の西小部村では田方に干鰯、畑方に柴草刈り敷き、元文六年（一七四一）の中村では田畑とも下肥・草刈り敷きであったものが、宝暦二年（一七五二）にはとも干鰯・草刈り敷きと変化している。上大沢村でも寛延三年（一七五〇）灘干鰯買仕切の記事がみえ、この時期広く購入肥料が普及していった。

西部の諸村でもこうした干鰯の使用は同様で、明石の干鰯屋を通じて購入したとみられる。

**多様な稲の品** 主穀作物である稲の品種への関心も、この時期に高まってくる。それは多収穫かつ米質良

**種と播種量** 好の高価格品種を選別し、維持することであった。

各地の領主は、中期以後明細帳に作付け品種を記入させてその実情を把握しようとしており、尼崎藩では元禄十六年、従来からの禁止品種「やげんじ・ござれもち」のほかに、新たに大唐米など赤米の作付けも禁じている。これはもちろん年貢として収納する米の品質保持を意図したものであろう。

それでは実際に作付けされた品種をみてみよう(表71)。天明六年の北野村では、とそんど・小みの・すがの三種、明和五年の板宿村では、白川早稲・巡礼・坊主・石山・びくにんの五種で、いずれも少ない。これに対して天明二年の荒田村では、北国・しら川・鳥羽・ひげ・小みの・伊勢みやげ・相の山・黒ほったい・そばねこほか一〇種に及んでいる。平均六〜七品種という多さである。

このうち北国・とそんどの両種は複数の村でみられ、かつ東尻池村では北国を五〇年以上後の記録でも確認できることからすれば、比較的広い範囲で、しかも長期にわたって栽培されていた代表種といえるであろう。そして、こうした基本品種を除くと、その他の多くの品種は取り換えながら作付けされていたと考えられる。これはより多くの収穫を目指して、異なった品種を次々に試みたものであろう。「珍しき稲御座候えは植え申し候」という駒ヶ林村の説明も、まさに生産力の向上に対する当時の農民の深さを端的に示したものといえる。この品種の多さと更新の激しさこそ、多収穫品種を積極的に選別していこうとする技術水準の現れでもあった。

北野 (天明6)	東尻池 (寛政11)
とそんどの 小みがた	国らせみ黒餅 たくわつせ 北ふいい白いかよひ

新しい農具や購入肥料によって、当然生産量が増大したと推量されるが、市域ではそれを示す直接の史料が乏しい。ただ間接的には例えば、各村での開墾などによる新田の増加や、稲の反当播種量などから類推することができる。

元禄〜享保期の村石高をみると、かなりの数の村で、少ない場合は二、三石から多い村では数十石、時には一〇〇

第四節 農業と在方産業の展開

表 71 八部郡南部諸村の稲品種

村名 区分	西代 (明和5)	駒ヶ林 (明和6)	荒田 (天明2)	東尻池 (享保2)	板宿 (明和5)	花熊 (明和6)	花熊 (寛政11)
早稲	順礼 ふたくら	順礼 北 国	北 国 し ら 川 鳥 羽	北 国 十 光	白川早稲 順礼主山 坊石びくに	とそん あがた ニの山人 相くばり すこみ川 今 かんじ餅	とそん いづみ かんじ餅 いせ餅 * *
中稲	ひげ小 みのと ししか	ひげ小 み江の 戸糲	ひげ小 み伊 勢みや 相の山	七	二		
晩稲	ひく九 善九郎 ひろしま	*	黒ほつ たいそ ばねこ *	ねご ろ小丸 おとも せいげ んろく			

(注) \*は名称不明分を示す。

資料：「宗国家文書」、「武井報效会文書」、神戸大学所蔵文書ほか

石を超える場合まで、新田の開かれている例がみられる。その多くは元禄十年中村(明石郡)の新開田畑名寄帳にみられるように、「すみや下畑一畝一步、同下畑二七歩、同下田一畝、岸崎下田二〇歩しめて五畝一八歩高二斗九升七合安兵衛」といった形のもので、個々の農民が三〇坪前後の小規模な開墾に励んで集積していった結果であることがうかがえる。

さて反当播種量は、効率の高い購入肥料の投下との関係が深い。一般に肥料の多投は、苗の成育を促進し分けつを旺盛にするから、肥沃な田ほど少ない苗で収穫を確保することができることになる。近世中期以後購入肥料多投型の栽培では、収穫量を増加させるため、意識的に播種量が減らされた。

表72は市域各村の反当播種量をまとめたもので、先の観点からみると、一斗を超える場合は、なお肥料に旧来からの刈敷きを一部に使用している村であり、購入肥料によるとみられる村々は、八升程度から少ない場合は六升台にと

表 72 各村の粃反当播種量 (単位: 升)

村名	年代	上々田	上田	中田	下田
西小部	寛保3		10	10	12
	元文6		13	14	15
中々	宝曆2		13	14	15
	延享1		6~7	6~7	6~7
上津上	宝曆8	8	8.5	8.5	9
	明和5		8	9	10
西板	明和5		7	~	9
	明和6		6	6.5	7
奥平野	明和8		8	8.5	9
	天明2		8	8.5	9
北野*	天明6		6	~	8
	明和5		8	8	8
東須磨	明和5			7~8	
	明和6			6~8	
岩屋	明和6			6~7	
	明和6			6~7	

(注) \* 早稲の場合

資料: 「内田家文書」, 「山田家文書」, 「武井報效会文書」, 「宗国家文書」, 神戸大学所蔵文書, 神戸市立博物館所蔵文書ほか

どまっている。  
また実際の収穫高を反映しているとみられる小作入付米高を、検地の時の石盛と比較してみると、播種量の少ない村ほど入付米高が多くなっている傾向がうかがえる。これも反当収穫高の増大を間接的ながら示していると考えられる。

### 3 社会的分業の進展

#### 農間余業の展開

近世前期から零細高持層は存在していたが、この時期では持高五石以下層は、少ない村で三〇%程度、五〇%を超える場合も珍しいものではなかった。こうした小規模高持農民にとって、

農間余業は生計維持上にも欠くことのできないものであった。また近世中期灘目村々のように、商業的農業が展開し、農民層の分解も進んだ地域では、商業をはじめ酒造業や水車業などの在方産業が勃興し、それに

第四節 農業と在方産業の展開

表 73 各村の農間余業

郡名	村名	余業の種類	
		男	女
有馬	塩生野	柴刈	苧麻, 木綿織
	唐櫃	山木柴稼, 駄賃稼	山木柴稼
菟原	横屋	薪刈	木綿糸紡
	御影	春冬水主稼, 酒屋稼, 日傭稼	奉公, 賃綿紡
	岩屋	他国へ酒造稼, 縄俵	木綿稼
	味泥	山稼, 縄俵	木綿稼, 山稼, 縄俵
	稗田	酒屋奉公	奉公, 木綿稼
	大石	酒屋稼, 石商売, 船乗, 浜漁	木綿稼
八部	北野	酒造稼	木綿稼
	荒田	薪取, 縄ない, 下肥取	木綿織, 苧織
	奥平野	下肥取, 山柴草刈	木綿織, 雑菜つみ
	西尻池	下肥取, 薪柴刈	樽巻苧, 干鯛俵苧織
	西代	下肥取, わら細工	苧織
	駒ヶ林	草履. わらじ, 漁稼, 酒屋稼	木綿賃織
	東須磨	縄, わらじ, 苧, 下肥取	木綿賃織
	西須磨	縄, わらじ, 漁稼	木綿賃織, 島木綿
	白川	草履, わらじ	木綿織
	西小部	木柴売	木柴刈

資料: 「大利家文書」, 「上唐櫃林産農業協同組合文書」, 「内田家文書」ほか

伴って新しい余業の機会も増加して、社会的分業は一段と深まった。まず村明細帳などに記載されている農民の作間稼ぎから概観してみよう(表73)。

燃料用の柴木や苧・縄などの藁製品は、自給用としても必要であったが、兵庫津など都市や灘目での需要もあって、多くの村でみられた余業である。藁製品では、草履・わらじは男性の、苧・俵などは主に女性の作業としてあげられている。柴薪の採取には入会山が利用され、重要な稼ぎの一つであった。

酒造業への出稼ぎも多い。酒造業は灘一帯の代表的な工業で、他地方からもいわゆる杜氏が流入したが、地元でも重要な働き場であった。

海辺で漁業の行われている村では漁稼ぎが、また渡海船など海運業の存する村では船乗りなど船稼

ぎも、余業としてあげられている。石商売は六甲山地から採った石の売買を手がけたものであろう。女性の稼ぎとして雑菜つみとあるのは、春の山菜を採集して兵庫へ売りに出たことをさしている。

駄賃稼ぎは、主に自家用の牛などを利用する賃運送をさすものとみられる。上谷上村・熊内村などでは、兵庫駅に口銭を納めて、駄賃稼ぎを行っていたし、唐櫃村の場合は六甲越えの稼ぎであったろう。

女性のもっとも代表的な余業としてあげられているのは、木綿紡ぎ・木綿織り・木綿稼ぎである。市域農村では田方綿作のような本格的な商品作物栽培はむしろ少ないが、紡ぎ・織布などの道具は多くの農家が所有しており、家内作業で自給品のほか賃稼ぎも行われたのであろう。

村の職人 さて表74は花熊村の農外産業従事戸数を示したものである。農閑期が利用できる酒屋稼ぎは最

・商人 も多く、村内の中堅の高持農民をも含んで、農外産業従事者の七〇％を超えており、同村にとって是最も重要な賃労働であることを示している。一方、村内上位高持層の酒造業・水車業の二戸は、まず雇用者を有する農村工業経営者とみてよいであろうし、その他の紺屋・麴屋・金物商売などは小規模自営業で、農業がむしろ副業とも考えられる。

これら在农村の諸職業という観点から拾ってみると(表75)、例えば比較的多い熊内村では天明七年(一七八七)の明細帳に酒造業・樽屋・素麵屋・水車業(油・米搗き)・水車大工・家大工・屋根葺き・鍛冶屋・紺屋などがみえ、少ない村では山寄りの白川村での柚木挽があげられる。天王谷川沿いに位置する奥平野村や六甲谷川沿いの篠原村の水車業などは、その村の立地条件によっていると考えられる。その他塩・タバコ・紙など日常用品を売る商人や左官、まれに医師などを含めて、中期以降はかなりの村に何らかの農業外職種が存在

第四節 農業と在方産業の展開

表 74 花熊村の農外産業従事戸数(明和4年(1767)) (単位: 戸)

持高階層	総数	酒造業	水車稼	紺屋	綿打	麴屋	金物売	輪替	酒屋稼
15石以上	1	1	1						
10~15	0								
5~10	8								2
3~5	28								5
1~3	26					3		1	10
1石未満	13			1	1		1		4
無高	2								2
総数	78	1	1	1	1	3	1	1	23

資料: 新保 博『封建的小農民の分解過程』

表 75 各村の農外産業

村名	内 容	備考
奥平野	鍛冶屋 1人 水車 2輛	医師 1人 明和8年
白川	柚木挽 1人	
篠原	石稼ぎ	米搗水車 6輛 天明7年
熊内	水車大工 1人 紺屋 1人 酒屋 1人 樽屋 1人 油水車 4輛	鍛冶屋 1人 素麵屋 4人 家大工 1人 屋根葺き 1人 米搗水車 5輛 天明7年
河原	酒造 2人 左官 1人	酒樽屋 1人 水車業 1人 天明7年
東尻池	酒造 2人 商人(塩タバコ, 紙墨, 干鰯むしろ) 3人 桶結(兵庫樽屋勤) 2人	大工 1人 寛政1年

資料: 「大利家文書」ほか

こうした  
していたといえる。  
市域における農業の商品生産化や、新規工業の勃興など、全国的規模で展開  
してゆく商品経済を基盤にしていたといえる。地元産の菜種や米を  
原料とする地場産業製品の灯油や酒が江戸へ送られ、その原料作物

表 76 御影村(西組・東組)の職業構成(明和6年(1769))

職 業			西組	東組	職 業			西組	東組	職 業			西組	東組
酒造屋	16人	18人	肴屋	3人	4人	絹屋	1人							
酒樽屋	25	14	干鰯屋	2	3	屋根	1							
紺屋	2	3	鍛冶屋	2	5									
米素屋	6	10	薪仲屋	2	3	米搗車	2	2	2	2	2	2	2	
質麵屋	4	7	左傘提灯屋	2	2									
古手屋	1	2	焼酎子屋	1	2	廻寄廻船	20	20	20	20	20	20	20	
古銅古道具屋		2	菓薬種屋	1	2	石積船	35	35	35	35	35	35	35	
船大工	1	11	八種屋	1	1	三石積船	13	13	13	13	13	13	13	
家大工	2		醫百油屋	2	1	三石積小船	4	4	4	4	4	4	4	
瓦工	1		醬うどん屋	1	1	網渡り	1	1	1	1	1	1	1	
木挽職	2	5	小間物屋	1	7									
壘屋		2	牛博勞		1									
塗師屋		2	廻船洗濯	17	12									
材木屋	5													
材木問屋	1	1												

資料:「御影村文書」(神戸大学文学部)

の肥料として関東から干鰯が送られてくるといふ経済環境を前提としてはじめて、個々の農民や商人・職人の働きが位置付けられる。

御影村・鰻浜 近世中期以降、酒造業が著村の職業分化 しく成長した御影村や魚崎村では、村内の職業分化は一段と進んでいた。例えば御影村の場合でみると、まず土地所有の上からは明和六年に無高層がすでに四〇%を超えていて、残る高持のうちでも一反以下の層が同村西組で、元禄八年(一六九五)六二%、安永八年(一七七九)では八〇%を占めており、階層の分化もすでに著しかった。当然脱農業化も深まって、同年の明細帳では三〇%を超える農業外職種が記録されている(表76)。

このうち中心になるのが、三四軒の造り酒屋である。これに焼酎屋三軒、酒樽屋三九軒、薪仲買五軒と米搗き水車四輛などの関連部門

第四節 農業と在方産業の展開

表 77 脇浜村の職業構成(天明6年(1786)と推定)  
(単位:軒)

素	麵	屋	4	
醬	油	屋	2	
酒	造	家	2	
樽		屋	3	
鍛		治	2	
左		官	1	
紺		屋	2	
材	木	屋	1	
間		屋	4	
肥	料	商	4	
中	繼	商	5	
穀	物	商	5	
質		屋	2	
古	道	具	2	
小	漁	師	10	
小	廻	し	船	11
小	渡	海	船	} 8
小	ちよ	き	船	
廻	船	持	1	
合	計		69	

高548石028

戸数255軒 { 高持204軒  
                  無高40軒  
                  借屋11軒  
人数1,035人 { 男505人  
                  女530人

資料:「大利家文書」

が付属している。一方大型廻船四艘をはじめ小船・石船なども多くみられ、これに対応して船大工一二人、廻船宿二九軒があつて海上運輸を支えている。戸数は七二〇戸、人口は二八七〇人を数え、周辺農村と関係の深い干鯛屋から材木屋・八百屋・肴屋・うどん屋・小間物屋までの諸商人、家大工・木挽・左官・塗師・鍛冶などの諸職人を擁するいわば在方の町という状況を示している。

脇浜村の場合は(表77)、全二五五軒のうち、漁業一〇軒、船持二〇軒(廻船一、小渡海船・猪牙船八、小廻し船一)、問屋四軒、肥料商四軒、中継ぎ商五軒、醬油屋二軒、造り酒屋二軒、樽屋三軒、材木屋一軒、鍛冶屋二軒、素麵屋四軒のほか、穀物小売・質屋・古道具屋など六九軒が農業外の職業を持っている。ここには現れていないが、造り酒屋・樽屋・水車業などでは当然賃労働者を雇用しているわけで、商品経済に立脚した社会的分業の深まりを明瞭にみることができる。

またこうした商業活動のなから成長してきたいわゆる在方商人は、農村での商品生産の進展に応じて各地区でもみられたが、特に灘目近在の商人については、早くも延宝期に兵庫津問屋の注目するところとなり、兵庫では領主尼崎藩に、灘目近在も含めて問屋営業は兵庫津内の一三六軒だけに許可されるよう出願してい

る。兵庫側は新興在方商人の活動を抑え、従来の權益を確保しようとしたのである。

また宝暦四年（一七五四）には、六甲山地北部の有馬郡本庄村・上津下村と灘目東明村の在方商人らが連携して、米・干鰯などの新規運送通路を開き、貨運送の特権を持つ駅所が出訴する事件も起こっており、その積極的な活動がうかがえる。

#### 4 水車業の勃興

西摂における 神戸市域南部、六甲山地の南麓地帯では、近世中期以後水車による絞油・製粉・精米等が水車業の萌芽 盛んに行われていたことが知られている。これらの水車の建設はいつごろから始まったの

であろうか。享保九年（一七二四）の野寄・岡本両村分水論の取替一札によれば、両村分水石の南方に「野寄村水車一輛」のあったことが記されている。また同じく享保七年の文書に、これらの野寄村水車は二〇年前より何の差障りもなく経営してきたとある。このようなことから野寄村の水車は、元禄末期ごろに創建されたことがわかる。

また宝永八年（一七一〇）の河原村（灘区）の「明細帳」には、「水車式輛同 壺輛この冥加銀二一匁五分 但し村中支配」とみえ、さらに原田村においても、正徳三年（一七一三）に畑地の中に幅三尺の水車道のあったことが確認できる。このように、六甲山南麓の河川を利用した水車の建設は、元禄末年ごろから始まっていたことが知られる。そして、この地方に享保年間には水車を業とする新田村落が開発され、大坂市中の絞油業者を

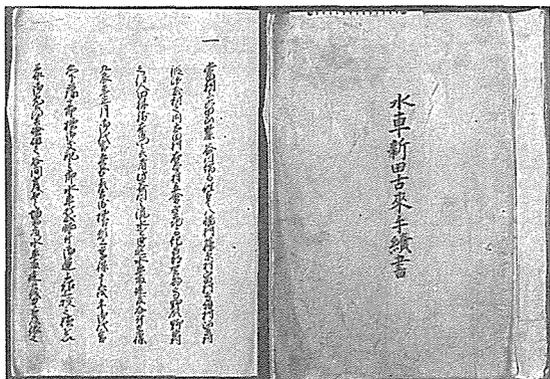


写真 85 「水車新田古来手続書」(表紙)

圧迫するほどに、水車による絞油地帯として隆盛するのである。

水車新田

の開発

西撰灘日地帯における水車業の発達を象徴するものの一つとして、水車業のみを生業とする新田村の開発がある。場所は、都賀川の上流六甲川の流域(灘区)であった。この水車新田の成立の状況について、大利家に伝わる天保末年作成の「水車新田古来手続書」によってみてみよう。

最初に水車新田の開発を願い出たのは、紀州羽賀郡高野領野中村の田林勝右衛門という人物で、享保九年(一七二四)一月に代官平岡彦兵衛に願い出、さらに、同十五年に代官久下藤十郎に水車一二輛で運上銀三枚を上納する旨を願い出て、許可を受けた。場所は、八幡村・篠原村・山田村・高羽村・河原村・太田村(鍛冶屋村之内)の六カ村立会の空地であった。田林は、許可を受けたものの、地形が峻嶒な谷間であったため、開発を断念した。その後、同十六年に八部郡東尻池村の利左衛門が譲り受け、開発を続けたが、これも成功せず、同二十年閏三月二日に大利五右衛門が、銀六百匁で譲り受けた。五右衛門は代官久下藤十郎に運上銀を五枚に増額し、その旨を届け出て、開発に成功し、同年に水車新田という名前で新しく村立てが行われ、水車稼業を専門とする新田村が成立したのである。

水車新田の水車の数量・運上銀の変遷を示すと、表78のようにな

表 78 水車新田における水車  
数・運上銀の変遷

年 代	油 稼 水 車		
	運上銀高 匁	水車数 輛	1輛当た り運上銀 匁
享保20(1735)	215	5	43
元文 4(1739)	215	8	26.875
寛保 1(1741)	645	8	80.625
〃 2(1742)	645	9	71.666
延享 3(1746)	645	10	64.5
寛延 1(1748)	752.5	12	62.708
〃 3(1750)	806.25	14	57.589
宝暦 2(1752)	901	15	60.066
〃 4(1754)	1,062.25	18	59.013
〃 9(1759)	1,290	18	67.894
〃 10(1760)	1,333	19	70.157
〃 11(1761)	2,021	19	106.368
〃 13(1763)	3,010	19	158.421
明和 7(1770)	4,300	19	226.315
安永 2(1773)	4,343	19	228.578
〃 4(1775)	4,386	20	219.3
天明 3(1783)	5,502.38	25	220.095

資料：「大利家文書」

る。当初一二輛（実際の稼働は一〜二輛だったという）の許可を得ていたが、寛延元年（一七四八）以後新規取り建ての許可も得て、水車数は享保二十年に五輛、元文四年（一七三九）に八年（一七四六）一〇輛、以下宝暦十年（一七六〇）までに一九輛が取り建てられている。さらに安永四年（一七七五）一輛、天明三年（一七八三）に

五輛の新規水車が加わり、合計二五輛に増加した。運上銀も宝暦四年以後、毎年のように増加し、天明三年には宝暦四年の約五倍に増額されている。この運上銀の増額は、後述するように、水車新田における絞油業の隆盛を物語っている。

水車新田における絞油業の隆盛  
まず、水車による絞り油の作業工程・効率等について、天保七年（一八三二）に刊行された大蔵永常の『製油録』によってみてみよう。絞油の作業工程を簡単に示すと、菜種を

炒ってさます↓胴搗きにかけて粉とする（綿実は白で粉にする）↓こしきに入れて蒸す↓袋に入れて上に石を置き、貫を通して圧力をかけて油を絞る、の四工程で構成される。水車の動力を使うのは、胴搗きで菜種を粉

第四節 農業と在方産業の展開

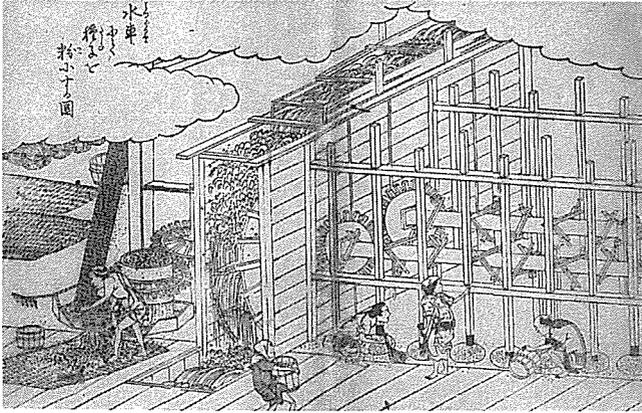


写真 86 水車利用の絞油業（『製油録』）

にする作業の時である。この工程は人力による場合は一日に二石、水車では一日に三石六斗と記されており、一・八倍の作業効率であった。この高い作業効率で、従来の大坂市中の人力による絞り油業者を圧迫するようになる。

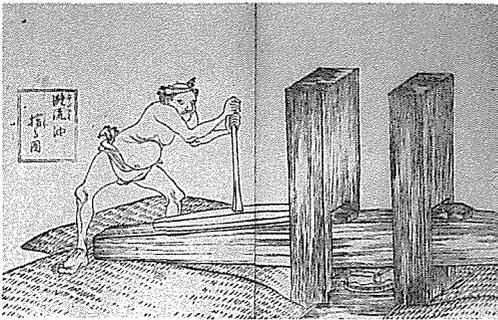


写真 87 灘地方の油しめ器（『製油録』）

このようにして、菜種から絞った油は「水油」、綿実から絞った油は「白油」と呼ばれ、両油を混合して灯油として販売されていた。この灯油の使用によって、当時の人々は夜なべ仕事や読書を行うことが可能になった。

水車新田の発達の状況を示す事件として、元文四年に水車新田の南方の河原村・鍛冶屋村・森村の三カ村から、水車新田の荷物の通行が水利の妨げになるとして、大坂町奉行所に訴えるという事件があった。しかし、この訴えは寛保元年に

しりぞけられて、水車新田の荷物の通行が認められている。

また、水車新田や西撰灘目地帯の絞油業の隆盛が、大坂市中の絞油業者を圧迫するようになり、幕府は寛保三年（一七四三）に統制することになる。当時、油は夜間の照明用として、日常生活の必需品だったので、幕府は油の流通量・価格について他の物価以上に神経質になっていたのである。寛保二年には大坂市中の絞油業者一四五軒のうち三〇軒が減少してしまっていたという。幕府としては、その所在地の江戸市場に流通する油の大半を大坂からの移入に頼っており、江戸市場における油の供給、価格の安定のために、大坂市場における油の生産を確保する必要に迫られていた。このために、この寛保三年令が発布された。

**寛保三年令と水車** 幕府は、寛保三年一月十五日に大坂市中の業者に対し、**新田村の江戸訴願** 種・綿実・油の買占めを禁止し、油値段の引下げを求める

とともに、(1)自国消費以外の絞り草を、大坂に積み登らせること、(2)今年より三カ年間、大坂以外から江戸への油の直積を禁止することを令した。これによって、西撰の水車による絞り油業者は、他国産の原料の買入れや油の江戸への移出ができなくなった。この結果、水車新田はじめ西撰の絞油業者は原料の確保に苦勞することになる。

特に耕作地のない水車新田にとっては死活問題であった。宝暦四年から同八年までの水車新田における絞油量(稼動水車一八輛)を示すと、表79のようになる。水油については、宝暦五年に前年の約半分の生産量となり、同六年以後は全く

表 79 水車新田における絞油量

年 代	水		油	
	樽	石	樽	石
宝暦 4	9,289	3,622.71	5,051	1,969.89
〃 5	4,016	1,566.24	4,719	1,840.41
〃 6	—	—	2,380	928.2
〃 7	—	—	2,390	935.1
〃 8	—	—	2,385	930.15

資料：「大利家文書」

絞油されていない。白油についても、宝暦六年に前年の約半分の生産量となっている。このため、宝暦六年に水車新田の五右衛門が、この窮状を打開すべく、江戸で愁訴を行った。この結果、水車新田は宝暦九年に大坂へ廻着した菜種一四〇万石のうち五千石、綿実は一〇万貫目のうち一〇万貫目の割合で、他国産の絞り油原料を購入することができるようになり、買入れのため大坂に出会所を設置した。しかし、これによって水車新田は、大坂の間屋を通じて原料を買い入れることになり、大坂市中の間屋への従属を余儀なくされるのである。

#### 明和七年の油

宝暦十年一月十五日に幕府は、大坂市中において菜種間屋二〇人と綿実間屋一〇人を指定

#### 仕法の改正

し、この三〇人に大坂に積み登ってきた菜種・綿実を売り払うように命じた。さらに、明和三年（一七六六）三月十五日に幕府は、寛保三年・宝暦九年の触書の趣旨を固く守るとともに、手作りの絞り草以外、たとえ一村の内であっても、他から絞り草を買い入れて、絞油することを禁止した。水車新田は、前述の宝暦九年の特権を維持していたが、西撰の菜種作農民や水車絞り油業者に深刻な状況をもたらしたのである。しかし、幕府にとっては、統制外の西撰の絞油地帯の生産を無視することはできず、油の生産量を確保するためには、この西撰の絞油業を利用せざるをえなかった。幕府は、大坂の株仲間の下株として、これらの西撰の絞油業者を把握し、油の確保を目指すことになる。

明和七年九月二日に幕府は、油仕法を改正し、大坂のほかにも摂津・河内・和泉の国々において油稼株を認めること、摂津国菟原・八部・武庫郡の水車油稼ぎについては、綿実は大坂以外のどこから買い入れてもよく、菜種は上記三郡の内にて買い入れること、また水車新田については、綿実は同様に大坂以外のどの地

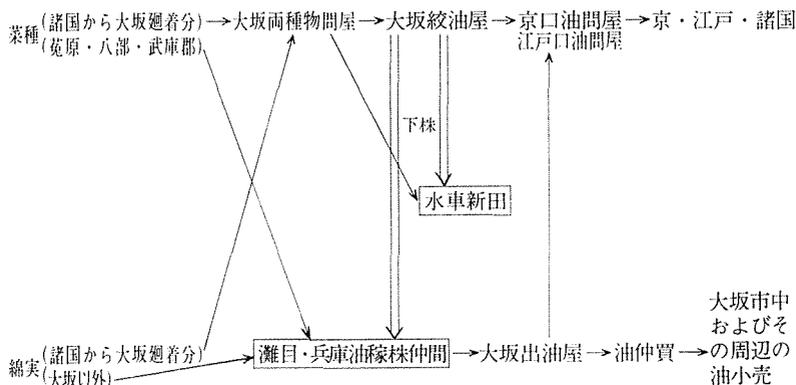


図 21 西撰における明和7年の油仕法による種物・油の流通機構  
(新保 博『封建的小農民の分解過程』)

域から買い入れてもよかったが、菜種については大坂廻着高のうち一万五千石を割り当てることなどを令した(図21参照)。これによって、西撰では水車新田(二〇株)、灘目・兵庫油稼株(六一株)が大坂の株仲間の下株として設定されたのである。特に水車新田では絞油原料のうち、菜種については完全に大坂に依存することになり、周辺農村との関係が遮断された形となったことが注目される。なお『西宮市史』によると、この時に西宮を中心とした人力油稼株も設定されていた。

また、幕府は同年九月に大坂の絞油業者に対し、仲間

表 80 水車新田への  
綿実廻着高

年 代	綿実廻着高
安永 9 (1780)	1,342,029.400
天明 1 (1781)	1,446,315.900
〃 2	829,987.890
〃 3	749,670.100
〃 4	621,448.770
〃 5	825,498.510
〃 6	727,296.340
〃 7	782,474.760
〃 8	752,124.330
寛政 1 (1789)	986,751.750

(注) 天明2年までは20輛、同3年以後は25輛。  
資料: 今井林太郎・八木哲浩『封建社会の農村構造』

の規約を決めさせているが、その史料によれば、菜種・綿実両問屋四五軒、菜種綿実問屋一〇軒、油問屋一軒、出油屋一三軒の業者が記されている。

その後、幕府は、安永六年（一七七七）六月に大坂の両種物問屋の出店五軒を兵庫に設置することとし、あわせて口銭（取扱手数料）を定めている。その口銭は、綿実代銀百匁につき二匁宛で、この問屋出店以外の船宿等に廻着された分については、問屋出店立会の上で売却させ、船宿の口銭の半分一匁を世話料として徴収することになった。このことは、兵庫や灘目地方の船宿で綿実が売買されていたこと、大坂への廻着量を減少させている一因として、大坂の種物問屋が、種物の入手を譲歩し、その口銭を得ようとしていたことを物語っている。

しかし、表80に示した水車新田における綿実の廻着高にみられるように、天明二年以後綿実の廻着高は激減していることが知られる。このため、幕府は寛政期以後油の流通に関して、再び対応策を迫られることになる。

#### 油水車と米

ここで、水車新田以外の灘目・兵庫における水車絞油業についてみてみよう。前述のように

#### 搗き水車

元禄末年ごろから西摂灘目地方では、六甲山南麓の各河川において水車の建設が始まっている。そして、明和七年の段階で六一株の油稼水車が認められていた。その実動の水車数について、少し時代が下るが、天明八年の「御巡見様御通行御用之留帳」によってみると、表81のようになる。この史料は、尼崎藩領を中心にして作成されており、記載に精粗があり、必ずしも全地域について同じ基準で作成されたものではないが、ある程度各村の状況を示していると考えられる。菟原郡のうちでは、油稼水車は野寄村・

住吉村・芦屋村(芦屋市)に、米搗き水車は岡本村・野寄村・住吉村に数多く存在し、住吉村・野寄村では油稼・米搗き水車の両方が稼動し、特に住吉村では水車新田を上まわる水車が存在していた。また岡本村では、油水車はなく、米搗き水車が一〇輛あった。これらの地域は、いわゆる灘五郷のうちの御影・魚崎の酒造地に近く、酒米の精米が水車によって行われていたことを物語っている。

水車新田は表にはないが、この頃から米搗き水車がみられるようになっていく。天明六年にはじめて五輛(運上銀一輛当たり平均九・九匁が、寛政元年(二七八九)に二輛(同一〇・〇匁)、文化七年(二八一〇)に一輛(同一〇・〇匁)、天保十二年(一八四二)に三輛(同八・七匁)が取り建てられ、同十四年に四輛が増え、合計一五輛となっている。水車新田における油稼水車の衰退に伴って、米搗き水車が増加してきていることがわかる。

表 81 天明 8 年 (1788) の水車数  
(単位: 輛)

村名	油稼水車	米搗き水車	合計
田邊		5	5
横屋	2	4	6
岡本		10	10
野寄	7	8	15
住吉	29	7	36
家影		3	3
屋御			2
石平			1
野高			5
羽八			6
幡森			2
石大			2
泥味			1
毛五	*1		1
田原			2
本坂			1
合計	38(39)	37	99

(注) \* 宝暦13年  
資料: 山下幸子「天明八年御巡見様御通行御用之留帳」(『地域史研究』1-2・3), 『西灘村史』